

国連グローバル・コンパクトと労働者の権利

1. UN-GC 提唱の時代的背景：労働の世界から見て

- 1) 1998年 ILO「新宣言」の採択
- 2) 1999年 UN事務総長「GC」提唱
- 3) 1999年 ILO事務局長「ディーセント・ワーク」提唱
- 4) 2000年 OECD多国籍企業ガイドライン大改正
- 5) 2000年 UNミレニアム・サミットMDGs確認

*1995年 UN社会開発サミット、WTO発足

2. ILO「新宣言」と中核的労働基準（CLS）

- 1) ILO憲章、フィラデルフィア宣言そして「新宣言」
- 2) 4分野8条約
- 3) グローバル・レポート

3. CLSとUN-GC

- 1) ILOはUN-GCネットワークの一環（Office of the High Commissioner for Human Rights, United Nations Environment Programme, International Labour Organization, United Nations Development Programme, United Nations Industrial Development Organization, United Nations Office on Drugs and Crime）
- 2) UN-GCのLabour Standards（Principle 3-6）は、CLSそのもの
- 3) 条約批准と企業との関係

4. IFAやCSRなどとの関連と影響（運動的連携）

- 1) GUFs（Global Union Federations=国際産業別労組）の取り組み
- 2) IFA（International Framework Agreement）の内容
- 3) CSRの不可欠な柱としてのCLS
- 4) DW/DLキャンペーンとUN-GC普及・拡大運動（Green jobs initiativeも視野に。Principle 7-9）

参考資料

<ILO「新宣言」>

「労働における基本的原則および権利に関する ILO 宣言」。

「すべての加盟国は、問題になっている条約を批准していない場合でも、ILO の加盟国である事実そのものにより、誠意をもって、憲章に従い、これらの条約の対象になっている基本的権利に関する原則、すなわち、①結社の自由および団体交渉権の効果的な承認、②あらゆる形態の強制労働の禁止、③児童労働の効果的な廃止、④雇用および職業における差別待遇の撤廃、を尊重し、促進・実現する義務を負うことを宣言する」とした。

フォローアップも同時に採択。全加盟国における 4 分野 8 条約の適用・実施状況を、2000 年から毎年 ILO 総会で①～④の順で「グローバル・リポート」と称し報告・討議するフォローアップ作業を行っている。

<フィラデルフィア宣言 (ILO の目的に関する宣言)>

(1944 年の第 26 回総会で採択・制定)

4 つの根本原則の再確認

- * 労働は商品ではない
- * 表現と結社の自由は、不断の進歩のために欠くことができない
- * 世界のどこの片隅にでも貧困があれば、それは全体の繁栄を脅かす
- * 欠乏に対する闘いは、(略) 労働者および使用者の代表者が、政府の代表と同等の地位において遂行する

3 つの基本原則の再確認

- * 全ての人間は、人権、信条または性に関わりなく、自由と尊厳、経済的保障と機会均等の条件において、物理的福祉と精神的発展を追求する権利をもつ
- * このことを可能にする状態の実現は、国家および国際の政策の中心目的でなければならない
- * この基本原則に照らして、経済的・財政的な国際の政策と措置を全て検討し、審議することは、ILO の責任である

それを達成するための計画の促進

- * 完全雇用および生活水準の向上
- * 熟練および技能を最大限に提供する満足を得ることができ、かつ、一般の福祉に最大の貢献をすることができる職業への労働者の雇用
- * この目的を達成する手段として、および全ての関係者に対する十分な補償の下に、訓練のための便宜ならびに雇用および定住を目的とする移民を含む労働者の移動のための便宜を供与すること
- * 賃金および所得ならびに労働時間および他の労働条件に関する政策で全ての者に進歩の成果の公正な分配を保障し、かつ、最低生活賃金による保護を必要とする全ての被用者にこの賃金を保障することを意図するもの

- * 団体交渉権の実効的な承認、生産能率の不断の改善に関する経営と労働の協力ならびに社会的および経済的措置の準備および適用に関する労働者と使用者の協力
- * 基本収入を与えて保護する必要のある全ての者にこの収入を与えるように社会保障措置を拡張し、かつ、広範な医療給付を拡張すること
- * 全ての職業における労働者の生命および健康の十分な保護
- * 自動の福祉および母性のための措置
- * 十分な栄養、住居ならびにレクリエーションおよび文化施設の提供
- * 教育および職業における機会均等の保障

<中核的労働基準>

1. 結社の自由・団体交渉権の保障 ILO87号および98号条約
2. 強制労働の禁止 ILO29号および105号条約
3. 児童労働の廃絶 ILO138号および182号条約
4. 平等・反差別の達成 ILO100号および111号条約

_____は、日本未批准。

<国連ミレニアム開発目標>

8目標（極度の貧困と飢餓の撲滅、普遍的初等教育の達成、ジェンダー平等の推進と女性の地位向上、幼児死亡率の削減、妊産婦の健康の改善、HIV/エイズ、マラリア、その他の疾病の蔓延防止、環境の持続可能性の確保、開発のためのグローバル・パートナーシップの推進）、18ターゲット、48指標を示し2015年までの実現を目指す。

<DW4つの戦略目標とジェンダー平等原則>

1. 良質な雇用の確保
2. 中核的労働基準の尊重遵守
3. 社会保護の拡充
4. 社会対話の促進

ジェンダー平等原則は、全ての戦略目標の中に活かされる原則。

<国連社会開発サミット>

1995年コペンハーゲンで開催。World Summit for Social Development (WSSD)。「社会的排除」(exclusion)から「社会的統合」(inclusion)にむけ社会開発戦略を「宣言」および「行動計画」で示す。